



(茨城町聴覚障害者協会の皆さん)



議会だより

No.194

2014.11.1



第3回定例会	2～5
請願・陳情の審査結果・意見書	6～8
特別委員会報告・	
常任委員会視察研修報告	9
7月臨時議会のあらまし	10
会派代表質問	11～12
一般質問	13～14
議会研修報告	15
お知らせ	15～16

〒311-3192
 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080
 TEL 029-292-1111
 発行 茨城町議会
 編集 議会広報委員会
 茨城町議会ホームページ
 (<http://www.town.ibaraki.lg.jp/statics/gikai/ibarakimatigikai/toppage.htm>)



平成26年 第3回定例会

【会期：平成26年9月4日～16日 13日間】

平成25年度一般会計及び特別会計決算認定など 19議案を認定・可決

平成26年第3回定例会は9月4日から16日までの13日間の会期で開かれ、初日には町長から上半期事業進捗状況の報告があり、その後、平成25年度一般会計及び特別会計決算認定などの19議案の提案理由の説明がありました。

8日には会派代表及び一般質問が行われ、4人の議員が執行部の考えをただし、議案17件及び請願2件・陳情1件をそれぞれ所管の常任委員会に付託しました。

16日の最終日には、各常任委員会委員長から付託された審査結果の報告があり、全議案を原案のとおり認定・可決し、継続審査となっていた2件を含む4件の請願・陳情が採択されました。

続いて、茨城町文化的施設整備調査特別委員会からの報告があり、議会から提出した意見書5件を採択し、全日程を終了しました。

認定された議案

○平成25年度茨城町一般会計及び特別会計決算認定について

【賛成多数】

○平成25年度茨城町公営企業会計決算認定について

【全員賛成】

可決された議案

○茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の変更について

・地方自治法の一部改正に伴い運営協議会の設置根拠の引用規定を「第252条の2第1項」から「第252条の2第1項」に変更。

【施行期日】 地方自治法の一部を改正する法律附則第1条第1号に規定する施行の日

【全員賛成】

○茨城町防災会議条例の一部を改正する条例について

・東日本大震災の教訓を踏まえ、災害対策に万全を期す為、防災計画に多様な意見を反映できるよう防災会議の委員構成に、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者を追加するなどの改正。

【施行期日】 公布の日

【全員賛成】

○茨城町災害対策本部条例の一部を改正する条例について

・災害対策基本法の一部改正に伴い災害対策本部の設置根拠の引用規定を「第23条第7項」から「第23条の2第8項」に改正。

【施行期日】 公布の日

【全員賛成】

○茨城町税条例等の一部を改正する条例について

区分	改正前	改正後
軽自動車（4輪乗用・営業用）	5,500円	6,900円
軽自動車（4輪乗用・自家用）	7,200円	10,800円
軽自動車（4輪貨物・営業用）	3,000円	3,800円
軽自動車（4輪貨物・自家用）	4,000円	5,000円
小型特殊（農耕作業用・2輪）	1,600円	2,400円

【施行期日】 平成27年4月1日から

【全員賛成】



茨城町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について

区分	改正前	改正後
小 児	出生の日から9歳に達する日以後の最初の3月31日まで	出生の日から12歳に達する日以後の最初の3月31日まで
児 童	満9歳に達する日の翌日以後における最初の4月1日から満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	満12歳に達する日の翌日以後における最初の4月1日から満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで

・対象年齢の変更に伴う改正。
【施行期日】 平成26年10月1日

【全員賛成】

茨城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

・新制度において新たに創設される家庭的保育事業等において、厚生労働省令に基づき、本町の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を規定。

【施行期日】 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律の施行の日

【全員賛成】

茨城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

・子ども・子育て支援法の制定により、特定教育・保育施設（給付を受ける幼稚園・保育所・認定こども園）及び特定地域型保育事業（給付を受ける家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業）の運営基準を規定。

【施行期日】 子ども・子育て支援法の施行の日

【全員賛成】

茨城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

・放課後児童健全育成事業において、厚生労働省令に基づき本町の放課後児童クラブ事業の設備及び運営の基準を規定。

【施行期日】 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律の施行の日

【全員賛成】

茨城町営住宅条例の一部を改正する条例について

・中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立支援に関する法律の一部改正に伴う条例改正。

【施行期日】 平成26年10月1日

【全員賛成】

26消防ポンプ自動車整備事業契約の締結について

契約の方法

指名競争入札

契約金額 1,490万1千16円

契約相手

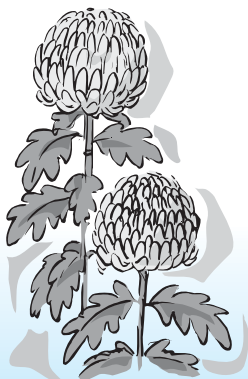
石岡市国府5-2-25

有限会社 鈴機

代表取締役 鈴木 直人

履行期限 平成27年2月27日

【全員賛成】





平成25年度茨城町歳入歳出決算について

○茨城町一般会計及び5特別会計実質収支

(円)

	一般会計	国民健康保険 特別会計	後期高齢者 医療保険 特別会計	介護保険 特別会計	農業集落 排水事業 特別会計	公共下水道 事業特別会計
歳入総額	12,176,385,251	4,686,653,404	297,455,539	2,759,935,782	343,630,729	664,449,432
歳出総額	11,664,983,472	4,354,204,724	295,733,242	2,696,839,253	340,124,519	656,923,515
歳入歳出 差額	511,401,779	332,448,680	1,722,297	63,096,529	3,506,210	7,525,917
翌年度へ 繰り越す べき財源	96,183,000	0	0	0	0	0
実質収支額	415,218,779	332,448,680	1,722,297	63,096,529	3,506,210	7,525,917
実質収支額 のうち地方 自治法の規 定による基 金繰入額	215,000,000	167,000,000	0	0	0	0

○茨城町公営企業会計（水道事業会計・工業用水道事業会計）

(円)

水道事業会計			工業用水道事業会計		
収益的収支	収益的収入	722,279,050	収益的収支	収益的収入	4,802,810
	収益的支出	689,043,627		収益的支出	4,597,027
	差引額	33,235,423		差引額	205,783
資本的収支	資本的収入	199,703,850	/		
	資本的支出	548,571,220			
	差引額	▲348,867,370			
	※補てん額	348,867,370			

※水道事業会計、資本的収支補てん額については、当年度消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金で補てんしております。

可決された平成26年度補正予算

会計名		補正前の額	補正額	補正後の額
一般会計		115億3,882万円	1億5,274万円	116億9,156万円
国民健康保険特別会計		46億3,860万円	6,387万円	47億247万円
後期高齢者医療保険特別会計		2億9,685万円	615万円	3億300万円
介護保険特別会計		30億352万円	5,573万円	30億5,925万円
農業集落排水事業特別会計		2億7,340万円	85万円	2億7,425万円
公共下水道事業特別会計		6億6,957万円	▲179万円	6億6,778万円
水道事業 会計	収益的収入 及び支出	(収入) 8億5,478万円	133万円	8億5,611万円
		(支出) 8億5,478万円	133万円	8億5,611万円

○一般会計補正予算の内容

平成26年度 当初予算総額

213億1,159万円

町民1人当たりに使われる予算額 628,197円
 ※(H26.3.31現在 人口33,925人)

平成26年度の予算規模は、一般会計と各特別会計を合わせた総額213億1,159万円、前年度との対比では4億3,505万円 2.1%増となりました。

○一般会計予算111億1,000万円の主な使われ方

総務費 18億6,979万円



- ・町民の日事業 714万円
- ・ふるさと元気づくり推進事業 180万円
- ・緊急雇用創出事業経費 879万円

民生費 35億852万円



- ・高齢者福祉タクシー助成 428万円
- ・障害者自立支援給付事業 4億8,950万円
- ・マル福医療費助成 2億1,861万円

衛生費 8億2,978万円



- ・がん検診推進事業費 762万円
- ・不妊治療費助成 200万円
- ・いきいき健康づくり推進事業費 315万円

農林水産業費・商工費 8億191万円



- ・経営所得安定対策町補助金 3,800万円
- ・新規就農者給付金 3,000万円
- ・中小企業活性化事業費 3,592万円

土木費 9億5,610万円



- ・文化的施設整備関連事業等 4億1,401万円
- ・町道改良事業 1億1,772万円
- ・安全安心な道路づくり事業 1億3,760万円

消防費 4億5,596万円



- ・消防ポンプ自動車整備事業 1,650万円

請願・陳情の審査結果

採択となったもの

▼農業・農協改革における生産現場の実態を考慮し慎重に対応することを求める請願

水戸市赤塚2丁目27番地

水戸農業協同組合

代表理事組合長 八木岡 努

【意見書】

農業・農協改革における生産現場の実態を考慮し慎重に対応することを求める意見書

政府は、自己改革に委ねることを基本とした与党案を軸とする「規制改革実施計画」を閣議決定するとともに、農林水産業・地域の活力創造本部は「農林水産業・地域の活力創造プラン」を改訂した。これは農業の生産現場を全く踏まえておらず極めて問題の多い内容となっている。JA・連合会は、定款等による自治法規を定め、総会等を通じて組合

員・会員の意思を反映し、自主・自立で運営されている。こうした組合員・会員の意思による組織運営は、協同組合の根幹である。

そのようなことを無視し、全農の株式会社化や信用・共済事業の代理業化など、法人格・事業の変更・廃止を一方向的に強制することは、民間組織の自治に過大に干渉することであり、認められるべきものではない。

組合の健全性確保や系統組織の相互調整の役割を發揮している中央会制度の廃止、正組合員の事業利用にも貢献している准組合員の事業利用の制限等は、利用者の相互扶助組織である協同組合の実態を無視したものである。

協同組合の理念や実態を無視した改革や、事業利用者である組合員の意思を無視した改革は、現場に混乱を生むだけで、組合員に対する事業サービスに悪影響を与え、農業者の所得向上、食料安定供給、地域社会・生活の維持に大きな支障をきたす。また、農業生産法人の要件緩和により、株式会社での農地所有を認めることや農業参入を緩和することは、農外への農地の転用、投機目的の農地取得を促進し地域農業の健全な発



中央地域協議会議長

赤上 正明

【意見書】

労働者保護ルールの現行制度の維持・改善を求める意見書

わが国は、働く者のうち約9割が雇用関係の下で働く「雇用手社会」です。この「雇用手社会」の主人公である雇用労働者が、安定的な雇用と公正な処遇の下で安心して働くことができる環境を整備することが、デフレからの脱却、ひいては日本経済・社会の持続的な成長のために必要です。それにもかかわらず、いま、政府内に設置された一部の会議体では、「成長戦略」の名の下に「解雇の金銭解決制度」や一定の要件を満たす労働者の労働時間等規制を適用除外にする制度（ホワイトカラー・イグゼンプション）の導入、解雇しやすい正社員を増やす懸念のある「限定正社員」の普及、労働者保護の後退を招くおそれのある労働者派遣法の見直しなどといった、労働者を保護するルールの後退が懸念される議論がなされています。働く者の犠牲の上に成長戦略を描くことは決して

展を阻害する恐れがある。よって、次の事項のとおり対応されるよう強く望むものである。

①農業・農協改革においては、生産現場に混乱が生じないよう、組合員、農業者、農業団体、地域住民など関係者の意見を十分に踏まえた政府のとりまとめがなされるよう、慎重に対応すること。

▼労働者保護ルールの現行制度の維持・改善を求める意見書の採択に関する陳情

水戸市白梅1-2-27

日本労働組合総連合会茨城県連合会



許されることではなく、むしろ政府が掲げる「経済の好循環」とは全く逆の動きであると言えます。

また、政府内の一部の会議体の議論は、労働者保護ルールそのものに留まらず、労働政策に係る基本方針の策定のあり方にも及んでおり、労使の利害調整の枠を超えた総理主導の仕組みを創設することも提言されています。国連の専門機関のひとつである「国際労働機関（ILO）」は、「雇用・労働政策は、三者構成原則（公・労・使）に基づき労働政策審議会において議論すべきである」としており、政府が提言している仕組みは、国際標準から逸脱したものと云わざるを得ません。

こうした現状に鑑み、本議会は、政府に対して、次の事項を強く要望します。

① 不当な解雇として裁判で勝訴しても企業が金銭さえ払えば職場復帰の道が閉ざされてしまう「解雇の金銭解決制度」、解雇しやすい正社員を増やす懸念のある「限定正社員」制度の普及、長時間労働を誘発するおそれのある「ホワイトカラー・イグゼンプション」の導入などは、行うべきではないこと。

② 低賃金や低処遇のままの派遣労働の拡大につながりかねない法改正ではなく、派遣労働者のより安定した直接雇用への誘導と処遇改善に向けた法改正を行うべきこと。

③ 雇用・労働政策に係る議論はILOの三者構成主義に則って、労働者代表委員、使用者代表委員、公益委員で構成される労働政策審議会で行われるべきであること。

▼教育予算の拡充を求める
請願

水戸市笠原町978-46

茨城教育会館2F

茨城県教職員組合

代表者 吉田 豊外134名

【意見書】

教育予算の拡充を求める意見書

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤作りにとってきわめて重要なことである。特に学級規模の少人数化は保護者などの意見募集でも小学1・2年生のみならず、各学年に拡充すべきとの意見が大多数である。地方は独自の工夫で学級規模の少人数化をすすめてきて

いるが、地方交付税削減の影響や厳しい地方財源の状況などから、自治体が独自財源で学級の少人数化を拡充することは困難な状況になっている。

また、東日本大震災等において、学校施設の被害や子どもたちの心のケアなど教育の早期復興のための予算措置、早期の学校施設の復旧など政府として人的・物的な援助や財政的な支援に継続的に取り組むべきである。

したがって、教育予算を国全体として、しっかりと確保・充実させるため、次の事項を実現されるよう、強く要望する。

- ① きめ細かな教育の実現のために少人数学級を推進すること。
- ② 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、その根幹となる義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
- ③ 震災からの教育復興のための予算措置を継続して行うこと。

▼「手話言語法」制定を求める
請願

茨城町桜の郷3124-1123

茨城町聴覚障害者協会

会長 宮田 茂樹

【意見書】

「手話言語法」制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使う者にとつて、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

2006（平成18）年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011（平成23）年8月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。



また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考える。

よって茨城町議会は、政府と国会が次の事項を講ずるよう強く求めるものである。

①手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究

することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

▼平成26年度産米の大幅な価格下落に対する緊急対策を求める意見書

収穫の秋を迎え、新米を収穫する農家は、米の買い取り価格が60kg当たり1万円を大きく割り込むというかつてない大幅な価格下落に落胆し、来年度以降の水稲作付に大きな不安を抱いています。

近年、米の生産費は、肥料や農薬の高騰に加え、農機具や乾燥機械の燃油高騰などによってコストが上昇しており、今回の米の価格では多くの農家が採算割れとなり、特にこれまで地域の水田農業を担ってきた専業農家や営農組合への影響は大きく、生産資材の支払いや農機具、設備投資等の借入金の返済が滞るばかりでなく、来年度の再生産ができない深刻な状態になっております。

また、本町においては、国が掲げる攻めの農林水産業の実現に向け、国営緊急農地再編整備事業などほ場整備事業の推進や農地中間管理機構を通じて担い手への農地の集積を進

めているところでありますが、借地した地代も支払えないような米の価格では、担い手に対する農地集積による規模拡大は根底から破綻してしまいます。

基幹産業が農業である本町にとつては、今回のような急激な米価格の下落は地域経済に及ぼす影響が大きだけでなく、耕作放棄地の増大により農地の荒廃が進み、長く築き上げてきた地域農業が一気に崩壊しかねない問題であると危惧しています。

ついでには、かかる危機的な状況を改善し、稲作農家が希望と意欲を持ち安心して米づくりに取り組めるよう、次の事項について強く要望します。

①生産数量目標を超えた生産量や民間過剰在庫米は、国の責任において買い上げ、ODAによる現物提供や飼料用転用などに消費し、需給と価格の安定を図ること。

②収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）交付金の早期支払いを行うとともに、交付額を米の再生産が可能な水準に充実すること。

③農林漁業セーフティネット資金への利子補給を行うなど緊急無利子融資制度を創設すること。

④離農農家が急増することへの対策として、受け手となる専業農家や営農組合への支援策を充実すること。

⑤担い手への農地集積を後退させないため、地代の下落により出し手の貸し渋りが生じないように、受け手には再生産可能な地代に抑えつつ、出し手には従来の賃料が維持され、その差額を補填する制度を創設すること。

継続審査となったもの

▼軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情

大阪市東大阪市六万寺町3-12-33

軽度外傷性脳損傷仲間の会

代表 藤本 久美子

▼議会に首都直下地震・原子力対策特別委員会等の設置を求める陳情

水戸市堀町1-35-35

茨城県高齢期を考える会

会長 若林 均



文化的施設調査特別委員会提言

茨城町文化的施設建設計画は、2020年に開催される東京オリンピックによる建設資材の高騰や人件費の上昇、また、消費税率改定などの影響から、建設費が増高するため、今年6月に施工時期の延期が決定されました。

今後については、経済状況や財政状況などを総合的に判断し、適切な時期を見極め、事業再開を目指すこととなっていることから、再開するまでの期間を契機と捉え、建設計画を含んだ周辺地域の土地利用計画や道路計画などを改めて見直す期間とし、次の2点を提言しました。

①建設地周辺地域は、市街化調整区域であり都市計画法や農地法の制限があることから、周辺の地域事情を踏まえた土地利用計画について検討されることを求める。

②国では、地方活性化を重要課題として「ひと・まち・しごと創生本部」が設置されたことから、今後新たな交付金事業等が出てくることと予想されるため、町に有利な交付金事業が創設された時に、再

開できる体制を常に整えておくよう強く求める。



視察研修報告

教育民生常任委員会 視察研修報告

教育民生常任委員会では、去る6月25日から27日までの3日間、長崎県大村市において、小中学校における読書活動の推進に関する取り組みについて、視察研修を行いました。

当町の各小中学校には、「学校図

書」を担当する教員が配置されていますが、そのほとんどが学級担任等を持つ教員が兼務する形を採用しています。子どもたちの情操教育に必要な書籍管理が十分にされていないことや、読書離れが進んでいる現状を踏まえ、学校における読書環境の整備が課題となっています。

視察研修先の長崎県大村市では、子どもたちの読書意欲を推進するため、市立の全小中学校に学校司書を配置して読書環境の改善に取り組んでいます。学校図書館を「学習・情報センター」と「読書センター」の機能を合わせ持つ、重要な拠点として位置付け、子どもたちが学習や生活の中で気軽に足を運べる環境や、学習資料として探している本が容易に見つけられる環境を整備して、本との出会いの場としての学校図書館づくりを積極的に推進しています。

また、学校図書館にとどまらず、市立図書館や県立図書館と相互のネットワークシステム化を図ることで、学校規模やそのニーズに応じた蔵書の計画的な管理を行うとともに、ボランティア活動に参画する人材の育成とスキル向上のための学校図書ボランティア養成講座の開催や、住民との協働作業による読書推進のための様々な活動を行っています。

当町においても、「子ども読書活動推進計画」を柱として、先進地である大村市の取り組みを参考に、当町における学校図書館の現状を分析し、町立図書館との連携を視野に入れた読書推進のための施策の検討を提言してまいります。

教育民生常任委員会

- 委員長 海老澤 忠
- 副委員長 久保田良一
- 委員 山西 正樹 佐藤 慎一
- 委員 長谷川重幸 鳥羽田千代
- 委員 福田 茂 磯部 光雄

※佐藤慎一議員は平成26年6月30日を以て議員辞職しております。





7月臨時議会のあらまし

平成26年7月14日に第1回臨時会が開かれ、契約に関する議案5件及び人事に関する議案1件の計6件が提案され、全議案を可決・同意いたしました。

○(仮称)茨城町立統合小学校本校舎等大規模改造及び外構工事の請負契約の締結について

契約の相手方

茨城町大字小堤1743番地の1

株式会社 松浦工務店

代表取締役 松浦 義文

契約金額

1億7,280万円

履行期限

平成27年2月9日

○(仮称)茨城町立統合小学校屋内運動場等大規模改造工事の請負契約の締結について

契約の相手方

水戸市平須町1828番地10

25

アルプス建設株式会社

代表取締役 黒澤 勝

契約金額
1億1,772万円
履行期限
平成27年2月9日

○茨城町立長岡小学校校舎耐震補強及び大規模改造工事の請負契約の締結について

契約の相手方

水戸市東原3丁目5番18号

株式会社 西山工務店

代表取締役 西山 孝

契約金額

1億6,135万2千円

履行期限

平成27年1月20日

○茨城町立大戸小学校校舎耐震補強及び大規模改造工事の請負契約の締結について

契約の相手方

茨城町大字長岡370番地

大昭工業株式会社

代表取締役 木村 晃

契約金額

1億1,340万円

履行期限

平成26年12月21日

○茨城町立中央公民館解体工事の請負契約の締結について

契約の相手方

茨城町大字駒渡1251番地

有限会社 細谷建材

代表取締役 細谷 喜久枝

契約金額

4,428万円

履行期限

平成26年12月11日

人事

○茨城町監査委員の選任につき同意を求めることについて
監査委員の選任に同意いたしました。

福田 茂(常井)

【全員賛成】



会派代表質問

みんなのクラブ



海老澤 忠 議員

文化的施設について

議員 茨城町文化的施設建設は予算額より12億という大幅に増額となったため、着工延期という説明が6月定例会でされました。しかし、各種団体等の方々は、活動場所の確保に苦勞しており、一日も早い施設建設を望んでいます。検討委員会からは「文化活動等に支障を来さないよう努め、町民から必要とされる施設となるよう要望する」とあります。再開時期の判断基準と建設資金について伺います。また、議会からは中央公民館が担ってきた機能を有する代替施設を早急に確保することも求めていることから、代替案はどのように考えているのか併せて伺います。

町長 着工期については、6月に延期を決定し、約3カ月しか経過してないため、今後の経済動向などを踏

まえ総合的に判断していきます。建設資金については、平成28年度までとした都市再生整備計画を策定し、社会資本整備総合交付金を活用して事業を進めておりましたが、延期としたことから、計画廃止の手続とあわせ、既に交付された交付金の返還手続を進めているところです。代替施設については、小堤地区学習等供用施設を使用し、今年度末をもって閉校となる駒場小学校校舎などを利用する計画案を早期に決定してまいります。

教育行政について

議員 長崎県佐世保市で発生した事件について、改めて人間を育てることとは大変であるということ認識させられました。家庭環境が大事であると言われておりますが、種々の要因が複合的に絡まって起こった事件ではないかと思えます。

今回の事件についての教育長の所感を伺い、また、事件を起こさないようにするには、どういった教育をすれば良いと考えているか伺います。

教育長 道徳教育や人権教育を核とした豊かな心の育成に努めてまいりました。今後も一層の充実を図っていく必要があると考えています。

また、全小中学校に子供用論語の本を1学級分ずつ配置し、教材として活用することにより、古来日本人

の美德とされてきた価値観等に触れさせることで、道徳的な価値観の浸透を図っています。次代を担う子供たちの心の教育を一層充実させる所存であります。

行政組織について

議員 今後の5年間に55名の職員が退職します。組織運営について、どのように体制を構築していく考えでしょうか。また、庁内のコンプライアンスの推進や向上をどのように進め、さらに、幹部登用や昇格に際して、どのように基準を設けて登用しているのか伺います。

町長 平成20年度からグループ制を導入し、グループ長に責任を持って所管業務を統括させており、昨年度から決算監査時の説明や、議会での答弁対応などに参加させ事務継承を円滑に進めるよう努めております。

庁内コンプライアンスについては、職員に対し、全体の奉仕者であるという自覚、使命感、責任感などの訓示を行っており、昇格基準については、職員の能力、資質、実績などを総合的に判断し、管理職の登用を行っております。

健康具の配備について

議員 地域の公民館や集落センター

に健康に対する関心を高めてもらうよう、簡易血圧計を配備してはどうか伺います。

町長 昨年度から保健師による地区公民館などでの、健康相談や高齢者宅の個別訪問なども行っています。町民の健康に対する関心は高まっており、より一層の健康づくりへの意識高揚に努めてまいります。

町民懇談室の設置について

議員 役場には町民同志のコミュニケーションや情報交換ができる談話室や、授乳室などありませんので、町民談話室を設置されてはどうか。また、庁舎玄関にある喫煙場所は、来庁者にとっては余り好感の持てる風景ではないとの指摘もありますので、談話室・授乳室・喫煙室等を集約した形で設置できないか見解を伺います。

町長 庁舎西側については、イベントなどで活用しやすいよう芝生広場として整備し、町民の皆さんにご利用をいただいております。町民懇談の場としては、庁舎1階の正面玄関の両側、同フロア中央に椅子やテーブルを配置し、来庁される方の待合や憩いの場としております。

喫煙場所のあり方は今後検討してまいります。

最後に、授乳室の件であります。設置に向け十分検討してまいります。



会派代表質問

21世紀クラブ



長谷川重幸 議員

人口減少対策の取り組みについて

議員 日本創成会議が、2040年に896市町村が消滅してしまうと発表しました。幸い当町はその中に入っていませんが、人口は2万6,975人、約7,000人も減ってしまいます。人口減少対策を早目に実施していくことが重要と考えます。人口減少の要因として、若者の都市部へ流出がありますが、地方の雇用の確保が大変重要で、企業誘致については、地元雇用の期待できる企業を優遇してはいかがでしょうか。

また、町の主幹産業である農業を活性化することで、多くの雇用が発

生する可能性があります。土地利用型の法人経営体を育成することや、国が進める農業の6次産業化も、たくさん雇用の生むことができると考えます。今後は、若者が魅力を持つて働ける場を多くつくっていくことが、人口流出防止の最低限の条件だと考えます。

また、一方では、経済的に余裕のない若者に直接支援することで、子育て目的の若者がたくさん流入することになるのではないのでしょうか。

アパートや集合住宅であれば、公営民間にかかわらず家賃や更新料の補助制度や、新築、改築の場合であれば工事費の補助や、住宅ローンの一部利子の補填等が考えられます。さらには、医療費の無料化を高校までにするとか、給食費や保育料を半額にするとか、入学祝い金や出産祝い金を増額するとか、子育て家庭に対する負担軽減のための支援方法はたくさんあります。町がどこまで予算を確保できるかが問題だと思います。

ぜひ、子育て推進目標を15歳未満の人口割合15%を目指して、さまざまな子育て支援を展開していきたいと思いますが、町長のお考えを伺います。

町長 本格的な人口減少社会を迎え

る中、本町が魅力と活力あるまちとして発展していくためには、雇用の場を確保することや、若者が希望を持つて結婚し、子育てしやすい環境づくりを進めることが重要であり、若者の定住促進については、現在、町の最重要施策の一つに位置づけて、対策を検討しております。このため、3月に茨城町定住促進条例を制定するとともに、4月より新たに新政策審議室を設置し、定住促進の取り組みの充実、強化を図っていると

また、各部署の35歳以下の若手職員によって構成された茨城町定住促進に係るワーキングチームを新たに立ち上げ、若者の視点から、大胆かつ柔軟な発想によって幅広く定住促進の施策を検討していきます。引き続き、次代を担う若者世代に魅力を感じていただけるような雇用の促進、住環境の整備、子育て支援等、有効かつ魅力的な定住促進化施策の立案・実施に努力してまいります。

子育て支援策につきましては、結婚期を迎える男女の出会いのためのキューピットプラン事業や、不妊治療に要する費用の一部の助成を実施するほか、4月より開始した、新生児家庭に対する出産祝い金2万円の支給や、10月より、マル福制度支給

対象範囲を外来・入院とも中学3年生まで拡大するなど、子育て支援対策に取り組んでいるところであります。

さらに、来年4月より国が保育制度を改革する子ども・子育て支援新制度がスタートいたします。この新制度は、消費税率の引き上げによる財源を活用し、認定こども園の普及、また、待機児童の解消や多様な教育・保育の充実を図るなど、子供を産み育てやすい社会の実現に向けた総合的な取り組みであります。このように、町では県内でも先進的に少子化対策を取り組んでいるところであり、今後とも全庁を挙げて子育て支援策の拡充に努め、15歳未満の人口減少の割合を食いとめるよう検討してまいります。

※その他、「公共下水の未整備地区の対応策について」、「協働による生活環境整備について」、「公共施設の光熱費削減について」、「防災対策の拡充について」質問をさせていただきます。

一般質問



磯部 光雄 議員

わずか時給七百五十円

議員 年収200万円以下のワーキングプアー、働く貧困層の問題が若者の結婚観、未婚率の増加、そして少子化などに大きな影響を与えています。これは民間労働者に限らず公務員労働者にもあります。

現在の町の正規職員、非正規職員は何名でしょうか。時給1,000円以下をなくするなど雇用条件の改善をはかるべきです。

町長 正規職員は300人、非正規職員は116人で全職員に占める臨時、嘱託職員などの割合は27.9%となっています。主な職種と配置状況は、児童クラブ指導員を小学校4校とゆうゆう館に29人、学校給食補

助員を各小中学校に14人、運動公園に11人などとなっており、1時間当たりの賃金は、建築・設計指導員が1,613円、児童クラブ指導員が850円、学校給食補助員が750円などとなっています。臨時職員の雇用改善は、県の最低賃金や町の財政状況などを勘案して対応していきます。

開かれた説明会の実施を

議員 原発事故から3年半が過ぎました。原発関連死は1,700人及びび今も避難生活を余儀なくされている人は136,000人となっています。事故原因も究明されておらず高濃度の放射線を含む汚染水が発生し続けるなどいったん、原発事故がおければ住民の安全、財産は守れないのは明らかです。

日本原電は7月4日から東海村で説明会を実施しましたが、定員30人、質問一問限り、はがきでの事前申し込みなど管理された説明会でした。事前申し込みでの個人情報収集をしない、住民誰もが参加できるように

町内複数個所で十分な時間を保障する町が主催する説明会開催を求めます。安全協定の見直し、協議は進んでいるのでしょうか。

町長 安全協定の見直しについての協議はこれまで2回の会合を持ち協議の進め方や現在の安全協定の確認を行い、今後は具体的な協議をしていく予定です。

日本原電から開催場所は東海テラパーク、行政区単位で一回当たりの参加者30名程度との提案がありました。町の行政区は90あり、住民から町内での開催を求める要望もあり、町は日本原電に説明会の運営方法の見直しを求め、日本原電から各市町村の実情に合わせた対応を検討していくとの回答を得ており引き続き協議を進めてまいります。

廃炉しかない東海原発

議員 8月6日に県は、原発から30キロ圏内14市町村の住民避難先の案を発表しました。30キロ圏内の夜間人口は約96万人、うち、44万人を30キロ圏外の30市町村に、収容しきれ

ない52万人は、福島、栃木、群馬、埼玉、千葉の周辺5県に避難させようとするものです。

茨城町民の避難先は神栖市と潮来市で6号国道の西側は、茨城鹿島線、東側は水戸神栖線を使うことになっていますが、地震による道路や橋の通行止めは想定しているのでしょうか。また、入院や施設入所などの災害時要援護者は何名いるのでしょうか。要援護者を含め短時間に住民を被曝させずに安全に避難させることはできるでしょうか。

町長 示されたのは避難先と避難ルートだけで、詳細は示されていません。町内の災害時要援護者は約1,400名で内訳は、在宅が212名、入所者804名、水戸医療センターが400名などとなっています。

今後は、受け入れ先の神栖市、潮来市との受け入れ方法の調整や避難経路の安全性、要援護者への対応、児童生徒への対応など課題について検討し広域避難計画の策定に向けた作業を進めていきます。

その他の質問事項

障害者総合支援法について

一般質問



大野 千里 議員

中学校周辺の通学安全
道路の整備計画について

議員 去る7月、明光中PTAの主催による大戸小学区懇談会が実施されました。主題は通学の安全確保に関する問題でありました。車社会の中で、保護者として、毎日、自分の子供が交通事故に遭わず、無事に家に帰るまで安心はできないのではないのでしょうか。このような不安解消には、登下校の間、車と接触する恐れがある狭隘道路を少なくし、歩道付きの一定の広さを確保した道路整備をしていくのが最善の方法ではないかと考えます。明光中と青葉中は、今後何十年も続く中学校です。学校周辺の道路については、将来を見越し、通学安全に配慮した道路として整備して頂きたいと思うのです。

例えば明光中周辺では、町道207号線、120号線、1059号線や県道長岡大洗線が該当します。県

には、改めて歩道設置を要望していくことが必要だろうと思います。そこで、中学校周辺の道路については、生徒たちを自動車から守るため、歩道と車道を分離した道路とするのが望ましいと考えます。

町長 今年度、通学安全確保のため、上石崎地内の歩道工事に着手し、統合小の青葉小周辺では、小堤地内で来年度、工事着手を予定しています。明光中学校の通学路のための町道207号線を始めとする学校周辺の整備ですが、今後、教育委員会において生徒の通学状況等を調査し、通学に適した路線を把握した後、その路線の通学安全確保のため歩道設置等を含め、様々な方法について検討してまいりたいと思っております。

議員 明光中北側の町道120号線と207号線の交差点には、信号設置を望む声も聞いています。また、平成25年6月の一般質問で、通学路の危険箇所は、いずれ公表するとの答弁を頂いています。公表されるよう歩車道分離と併せ要望します。

小学校の英語教育の現状及び今後の教育内容について

議員 今年度は、小学校の英語教育が必修化されて4年目です。現在、町の小学校では授業内容としてのどのような取り組みがなされているのか。

平成25年12月、文部科学省から「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」が発表されました。グローバル化の波の中、各分野での国際競争力を高めていくためにも、英会話力の向上は必要なことと考えます。町内の小学生に対し実用的な英会話を身につけさせるため、効果的で特徴ある英語教育を施して頂きたいと思うのです。

より充実した英語教育とするため、小学校専門の英語指導助手や優秀なスタッフの採用と共に、英会話の要素を取り入れたらどうかと考えます。今後どのように取り組む方針か。

教育長 5、6年生が週1時間、担任ほか英語指導助手や英語の得意な教師が加わり、文科省作成のテキストを中心に、英語を使ったゲームや歌などを通して英語への関心、意欲を高めると共に、英語によるコミュニケーション能力の基礎を培う活動を行っています。1年生から4年生には、楽しみながら英語に慣れ親しめるよう授業を進めています。

今後の英語教育については、小学校教員の英語力の向上や英語教育推進リーダーの育成を目指し、町内外の研修会に積極的に教員を派遣すると共に、全小学校への英語の免許を有する教員の配置、小中連携による中学校教育、中学校の英語教諭の小学校への派遣、また、外部講師の効果的な活用等を進めてまいります。また、授業のほかに、毎日、児童が、

英語だけで話す時間を設けるなど、英会話能力の向上を図るよう、今後努めてまいります。

園庭・校庭の芝生化及び運動公園の人工芝整備について

議員 芝生化は子供たちの教育環境上、メリットがある事業です。幼稚園の園庭から実施し、徐々に小学校の校庭まで普及させる計画をしていますがどうか。芝生化には、導入経費の5分の4を補助する大変有利なサッカークラブ補助制度があります。運動公園グラウンドは、人工芝による改修を検討する時期ではないかと思えます。

教育長 校庭等の芝生化は、メリットがある一方、維持管理に多くの時間と手間、費用などがかることが考えられます。サッカークラブ補助金を活用する校庭等の芝生化には、今後さらに十分調査を行い、判断してまいります。運動公園の人工芝生化は、メリット・デメリットや費用対効果などを調査検討してまいります。**議員** 園庭の芝生化には、初期費用が大してかからず管理負担も軽減できる「ポット苗方式」があります。サッカーくじ助成金は芝生化ばかりでなく、施設の充実に活用できます。今後、検討を加えていただきたいと思います。



視察研修報告

福岡県那珂川町 視察研修報告

茨城町議会では10月2日、福岡県那珂川町へ視察研修を行いました。那珂川町は福岡市に隣接する町であり、南部は背振連山に囲まれる都市部と自然環境に恵まれた町であります。

平成22年の国勢調査では人口が5万人に満たなかったことから、単独での市制施行を目指し、人口5万人達成へ向け「定住プロジェクト」事業を推進しております。

人口増加対策として推進員を任用し、博多駅周辺の企業等を訪問しながら、町のPRを図るとともに、企業が求める情報の収集等を行い、施策に反映させるなど、地元新聞紙にも大きく取り上げられております。

また、住宅取得奨励補助金制度（5年間の税減免）・保育料の差額補助・学校の空調完備などの子育て環境が整っていることから、那珂川町に移り住んだ若い人たちからは「決め手は行政サービス」との声が上

がっております。

その他、町民の文化活動・生涯学習・健康づくりなどの拠点として複合施設「ミリカローデン那珂川」があり、各種イベントや講演会なども開催されております。視察日も多くの人が訪れておりました。

当議会では、那珂川町の施策を参考とし、人口増加の施策を提言してまいります。



～議会傍聴にお越しく下さい～

議会の本会議は、どなたでも傍聴することができます。町議会活動を知る最も身近な方法でありますので、ぜひ、議会傍聴にお越しく下さい。傍聴にあたっては傍聴希望当日に役場3階 議会事務局までお越しいただき、受付簿に住所・氏名を記載し、傍聴券を受取り傍聴者入口より議場にお入りください。また、傍聴者席の都合により定員45名ですので、先着順となります。

なお、定員を超えた場合は、役場1階ロビーに設置してあるテレビでも議会中継をご覧いただけます。

○事前公表についてのお知らせ

会派代表質問および一般質問事項の公表については、平成26年11月27日（木）議会運営委員会を予定しております。そこで議案や会期日程など議会運営の全般について調整が行われますので、この議会運営委員会終了後といたします。

公表方法につきましては、お電話での問い合わせ又は来庁者のみとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

議会傍聴等についてのお問い合わせ先
茨城町役場 議会事務局
電話 029-292-1111（代表）
029-240-7193（直通）

平成26年第4回定例会 会期日程 (案)

期	月/日	曜	時刻	種 別	審 議 等 の 内 容
1	12/4	木	10時	全員協議会	議案一括上程、提案理由説明
				本 会 議	
2	12/5	金		休 会	議事調査
3	12/6	土		休 会	議事調査
4	12/7	日		休 会	議事調査
5	12/8	月	10時	本 会 議	代表質問・一般質問 議案等の質疑、委員会付託
6	12/9	火	10時	委 員 会	付託案件の審査（常任委員会）
7	12/10	水	10時	委 員 会	付託案件の審査（常任委員会）
8	12/11	木	10時	委 員 会	付託案件の審査（常任委員会）
9	12/12	金	10時	議会運営委員会	付託案件の報告、質疑、討論、採決
				全員協議会	
				本 会 議	

表紙写真

9月定例会に「手話言語法」制定を求める請願書が茨城町聴覚障害者協会より提出され、審査結果を議場で傍聴したいとの申出がありました。このことから、茨城町議会では初めてとなる、議場内での手話通訳を行いました。

提出された請願については全会一致をもって採択し、国へ意見書を提出しました。

表紙の写真は、議会閉会后に協会の皆さんと一緒に撮影したものです。

議員出席状況

9月定例会
9月4日 全員出席
8日 全員出席
16日 全員出席

傍聴者数

9月定例会 傍聴者数
男 24名
女 16名
合計 40名

広報委員会

委員長 鳥羽 千代
副委員長 山西 正樹
委員 大野 千一
久保 良一
亀山 勇作
田家 勇作